

令和 6 年 11 月 12 日

第 11 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和 6 年第 11 回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 11 月 12 日（木）午後 1 時 30 分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206 号室から 209 号室

3. 出席委員（農業委員 8 名 計 8 名）

会 長	0 番	石松 雄平
会長職務代理者	1 番	穴井 英雄
委 員	2 番	田代 カズヨ
	3 番	穴井 幸子
	4 番	松野 英一
	5 番	時松 達也
	6 番	飯沼 由彦
	7 番	時松 浩一郎

農地利用最適化推進委員 西里地区 佐藤 三代司、佐藤 義昭

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 4 議案第 2 号番号 1 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
～番号 4 計画について（利用権貸借）

第 5 議案第 3 号番号 1 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条
～番号 5 第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案
について

第 6 議案第 4 号番号 1 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条
第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案
について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員（係長）	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和6年第11回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、3番 穴井幸子委員、7番 時松浩一郎委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和6年11月12日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。議案第1号番号1です。農地の所在は、西里字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、共に田です。面積は、1,465㎡と577㎡、合計2,042㎡です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載の通りです。

申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。2ページに権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。3ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地の田が512㎡、畑が2,144㎡、借入地の田が753㎡、自作地と借入地合計3,409㎡で

す。4 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力です。一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。5 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。6 ページが6 番に周辺地域との関係の記載があります。7 ページ航空写真の位置図、8 ページに現地立会時の写真、9 ページが確認書になっております。農地法第3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松野英一委員から報告をお願いします。

4 番 この案件については、11 月7 日に私と佐藤三代司推進委員、佐藤義昭推進委員、事務局で現地を確認しました。

現地は、譲り受ける者がこれまで営農をされている農地でした。これまでどおりの営農がされていくと考えられます。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 椎茸は、立ててあるのか、寝せてあるのかどちらですか。

係 長 立ててあります。

4 番 補足ですが、ハウスは、椎茸の発生ハウスです。

7 番 ○○関係ですか。

係 長 ○○関係です。

議 長 それでは、採決いたします。議案第1 号番号1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案の通り決定します。

議 長 日程第 3 議案第 1 号番号 2「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の 1 ページを開いてください。議案第 1 号 番号 2 です。農地の所在は、西里字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、441 m²です。権利種別は、3 条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載の通りです。申請事由は、移住先の住宅に隣接する農地を耕作するためです。詳細は、タブレット端末の資料 1 の 10 ページからです。10 ページが許可申請の写しです。11 ページに権利を移転しようとする契約の内容が記載されています。12 ページですが、譲り受ける者に自作地、借入地は、新規就農であるためありません。13 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力です。一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。14 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。15 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。16 ページが航空写真の位置図、17 ページは現地立会時の写真、18 ページが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松野英一委員から報告をお願いします。

4 番 この案件については、11 月 7 日に私と佐藤三代司推進委員、佐藤義昭推進委員、事務局で現地を確認しました。

現地は、住宅に隣接する小規模な農地でした。今後は、譲り受ける者が自家消費の営農をされていくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番 移住してからどれくらいですか。規模拡大する意向はありますか。

係 長 今年の 12 月から移住される予定です。さらなる営農の拡大意向は、聞いておりません。

3 番 会社員は、小国町の会社ですか。

係 長 小国町の会社ではありませんが、小国町に仕事の関係で来られているようです。

5 番 このような案件は初めてですか。

係 長 空き家に隣接する小規模な農地を購入する案件は、今回が初めてのケースだと思われます。

議 長 それでは採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 1 号番号 2 は原案の通り決定します。

議 長 日程第 4 議案第 2 号番号 1 から番号 4「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(利用権貸借)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 3 ページを開いてください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和 6 年 11 月 12 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第 2 号 番号 1 です。農地の所在は、上田字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、2,292 m²です。内容は、再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 5 年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に番号 2 です。農地の所在は、下城字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、1,145 m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 20 年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に番号 3 です。議案書が 3 ページから 4 ページまでまたがります。農地の所在は、北里字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、次から 4 ページになります。北里字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 14 筆です。地目は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 4 筆が登記簿、現況共に畑。ほかの 10 筆が登記簿、現況、共に田。面積は、合計 6,733 m²です。内容は、再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、野菜、期間は 10 年の使用貸借です。賃借料は使用貸借のため無償です。

次に番号 4 です。議案書の 5 ページになります。農地の所在は、西里字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 10 筆です。地目は、登記簿、現況、10 筆共に田。面積は、合計 16,163 m²です。内容は、再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 10 年の使用貸借です。賃借料は使用貸借のため無償です。説明は以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決いたします。議案第 2 号番号 1 から番号 4 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第2号番号1から番号4の原案について同意することを決定します。

議長 日程第5 議案第3号番号1から番号5「農用地利用集積等促進計画案（集積・配分）に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の7ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和6年11月12日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第3号 については、農業公社を介した、耕作者との貸し借りになります。番号1です。農地の所在は、黒淵字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の10筆です。地目は、登記簿、現況、10筆共に畑。面積は、合計39,032㎡です。内容は、再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に議案書の8ページになります。番号2です。農地の所在は、黒淵字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、2筆共に畑。面積は、合計8,173㎡です。内容は、再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に番号3です。農地の所在は、黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑。面積は、6,295㎡です。内容は、再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に番号4です。農地の所在は、黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑。面積は、5,279㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に議案書の9ページになります。番号5です。農地の所在は、黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑。面積は、4,609㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定

する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

詳細は、タブレット端末の資料1の19ページからになります。19ページから20ページが所有者から農業公社への促進計画になります。21ページから23ページが農業公社から耕作者への促進計画となっております。24ページに今回利用権を設定する農地の位置及び耕作者ごとに色わけをした航空写真。赤枠が番号1から2の農地。黄色枠が番号3の農地。緑色の枠が番号4から5の農地です。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第3号番号1から番号5の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号番号1から番号5の原案について同意することを決定します。

議 長 日程第6 議案第4号番号1「農用地利用集積等促進計画案(配分)に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和6年11月12日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案書の10ページになります。議案第4号 番号1です。農地の所在は、黒淵字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑。面積は、合計9,653㎡です。権利種別は機構法賃貸借、内容は、転貸の新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、畑。期間は1年5カ月の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。詳細は、タブレット端末の資料1の25ページからになります。25ページが

農業公社から耕作者への促進計画となっております。26 ページに今回利用権を設定する農地の位置を示した航空写真。赤枠が番号 1 の農地になります。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第 4 番号 1 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 4 号番号 1 の原案について同意することを決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第 11 回総会を閉会致します。

令和 6 年第 11 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

3 番

7 番